

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年1月4日
【四半期会計期間】	第81期第3四半期（自平成30年9月1日至平成30年11月30日）
【会社名】	株式会社ケーヨー
【英訳名】	Keiyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 醍醐茂夫
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役社長室室長兼管理本部本部長兼コンプライアンス担当 寺田健次郎
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役社長室室長兼管理本部本部長兼コンプライアンス担当 寺田健次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第3四半期累計期間	第81期 第3四半期累計期間	第80期
会計期間	自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日	自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日	自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日
売上高 (百万円)	101,868	88,054	132,191
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,994	176	2,450
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 () (百万円)	978	740	1,296
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	16,505	16,505	16,505
発行済株式総数 (株)	65,140,184	65,140,184	65,140,184
純資産額 (百万円)	42,315	43,790	43,433
総資産額 (百万円)	89,957	87,960	86,243
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	15.03	11.37	19.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	6.25	6.25	12.50
自己資本比率 (%)	47.0	49.8	50.4

回次	第80期 第3四半期会計期間	第81期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日
1株当たり四半期純損失金額 (円)	2.92	6.17

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
- 3 第80期第3四半期累計期間及び第80期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第81期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（平成30年3月1日～平成30年11月30日）におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や雇用環境の改善などにより、緩やかな回復基調が続いております。

一方で、相次ぐ自然災害の経済に与える影響や米国政権による保護主義的な通商問題等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましても、同業他社や他業態との競争も激化する中、人件費や物流費の上昇等のリスクもあり、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社は、DCMホールディングス株式会社との取り組みとして、当事業年度より物流体制を統一させた上で、商品入替作業をさらに本格化させてまいりました。平成30年8月7日に「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、DCM棚割導入改装につきましては、9月以降6店舗の全面改装を実施し、合計12店舗をリニューアルオープンさせた他、部門改装を集中的に実施し、商品入替をスピードアップさせてまいりました。

販売面においては、6月よりDCMホールディングス株式会社と折込チラシを連携し、広告宣伝費の効率化を図りました。一方「シニアメンバーズカード」、「子育て支援のサービス」等の個店別の販売促進や地域限定チラシ等の対策も実施してまいりました。

以上のような取り組みを行ってまいりましたが、商品入替作業による機会損失およびDCM棚割導入改装未実施店舗における部門構成の不一致等の影響もあり、当第3四半期累計期間の業績は、

売上高	880億54百万円	（前年同四半期比86.4%）
営業損失	7億93百万円	（前年同四半期は13億22百万円の営業利益）
経常損失	1億76百万円	（前年同四半期は19億94百万円の経常利益）
四半期純損失	7億40百万円	（前年同四半期は9億78百万円の四半期純利益）

となりました。

今後も、「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、「商品入替作業は利益を棄損させずに時間をかけて行う計画」から「早期のシナジー効果享受の為、改装計画を変更し、商品およびゾーニングの統一のスピードを上げる計画」を推進し、「2022年度売上高1,170億円、営業利益率5.0%」の目標達成に向けて取り組んでまいります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は879億60百万円となり、前事業年度末に比較し17億17百万円増加いたしました。主な要因は投資有価証券29億27百万円、商品3億69百万円、受取手形及び売掛金2億25百万円の増加と一方、現金及び預金13億71百万円、約定回収などによる差入保証金4億74百万円の減少などによるものです。

負債合計は441億69百万円となり、前事業年度末に比較し13億60百万円増加いたしました。主な要因は支払手形及び買掛金41億71百万円、店舗閉鎖損失引当金7億3百万円、その他固定負債6億72百万円、資産除去債務2億35百万円の増加と一方、長期借入金45億66百万円の返済などによるものです。

純資産合計は437億90百万円となり、前事業年度末に比較し3億57百万円増加いたしました。主な要因はその他有価証券評価差額金19億12百万円の増加、剰余金の配当8億14百万円、四半期純損失7億40百万円の計上によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当社は、平成30年8月7日付で中期経営計画の数値目標の修正を公表しております。DCMホールディングス株式会社との商品統合の方針を修正し、早期のシナジー効果を享受する為、改装計画を変更し、商品やゾーニングの統一のスピードを上げてまいります。あわせて、利益改善の見込めない不採算店の閉鎖を行い利益改善を図ります。

会社の経営の基本方針

a. 基本方針「選ばれる店づくり」

当社は「選ばれる店づくり」という中期経営計画の基本方針に則り、お客様のニーズに合わせて便利な買物と安さを提供してまいります。また、品揃え枠を拡大することで、お客様の生活スタイルに合った商品やサービスを提供し続け、企業価値の向上を図ってまいります。

b. 企業理念

当社は、創業者が掲げた3つの社是を企業理念と位置付け、チェーンストア経営によって「豊かで多様な生活スタイルを多くの人々が毎日楽しめるような社会を実現する」ことを目指します。

イ. 「わが社は販売、サービス業をもって社会に貢献する」

チェーンストア経営により、エブリデイロープライスを実現し、地域の皆様の暮らしに貢献したいという思いを経営陣以下、全従業員が持ち続け、継続して取り組んでまいります。

ロープライスの主戦武器はローコスト経営であることを肝に銘じ、ローコストに徹し、損益分岐点の低減を強力に推進し、ロープライスを実現し、地域の皆様の暮らしに貢献してまいります。

ロ. 「わが社は会社の繁栄と社員の幸福を一致させる」

従業員が経営陣と同様の理念、思想を持ち合わせていなければ企業の継続的発展はありません。従業員が、「豊かで多様な生活スタイルを多くの人々が毎日楽しめるような社会を実現する」というロマンとビジョンを持ち続けることが必要です。そのために当社は、独自の人材育成システムを構築し、従業員一人ひとりが継続して成長し、やりがいを持って仕事ができる体制づくりをとっております。ひいては、この体制づくりが地域の皆様の暮らしに貢献することを確信しております。

ハ. 「わが社は一流企業となる」

当社の考える一流企業とは、企業規模や売上高等の多寡ではありません。1店舗1店舗が地域の皆様から愛される、地域一番店になること、そして、嘘やごまかしがなく、法律やルールに真摯に従う企業となることが一流企業への道であり、そのことがすべてのステークホルダーからの信頼を得られる唯一の道であると考えております。

経営戦略

a. コーポレートスローガン

Day to Day 今日から明日へ、ふだんの暮らしをより豊かにします

Do Create My Style 暮らしの夢をカタチに

b. 重点戦略

イ. 荒利益の重視

DCMホールディングス株式会社へのグループインに伴うシナジー効果を発揮する。

「DIY・園芸・ペット・家庭用品」を核としたホームセンターとしての部門構成を確立する。

お客様の生活スタイルに合った品揃えを構築する。

ロ. 立地特性に合わせたパターンの構築

立地、規模別に分類し、立地特性に合った品揃え、サービスを導入することで、お客様から選ばれる店づくりを行う。

ハ. コスト構造の改革

販促分配率を適正にする。

オペレーションコストを中心に改善する。

ニ. 不採算(店・部門)の利益改善

商品部門別荒利益を重視し、売場面積と扱い品種を店別に適正化する。

不採算店をグループ分けし、パターン別(集客、荒利益、コスト)の対策を行う。

ホ. サービスの充実

リフォームや取付サービス等の拡大を図る。

画一的ではなく、立地、規模毎に必要なサービスの組合せを行う。

c. 中期目標

2022年度 売上高 1,170億円、営業利益率 5.0%

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案またはこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、チェーンストア経営による利便性の絶え間ない向上力、関東および周辺を中心として構築された店舗網およびその展開力、お客様の多様なニーズにお応えする多岐にわたる商品の提供力、徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品提供力、お客様の暮らしのニーズに則したサービスの提供力、創業以来の企業理念や企業文化、ホームセンターとして培ってきたノウハウおよびこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式等の大量取得をおこなう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新

当社は、平成29年5月23日開催の第79回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新について承認を得ております。（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）

当社取締役会は、上記基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、次のa.またはb.に該当する当社の株式等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）がおこなわれる場合に、買付等をおこなう者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等をおこなう時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等をおこなうための手続として本プランを定めました。

- a.当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- b.当社が発行者である株式等について、公開買付けをおこなう者の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<https://www.keiyo.co.jp>）に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（平成29年4月4日付）をご参照下さい。

ロ．本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本プランにおいて定められる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施、中止または無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(a)当社社外取締役、または(b)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこなうにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年1月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,140,184	65,140,184	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	65,140,184	65,140,184	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年9月1日～ 平成30年11月30日	-	65,140,184	-	16,505	-	8,073

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,200	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,082,600	650,826	同上
単元未満株式	普通株式 55,384	-	同上
発行済株式総数	65,140,184	-	-
総株主の議決権	-	650,826	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株(議決権13個)及び17株含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。
- 自己株式 23株

【自己株式等】

平成30年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台 一丁目28番1号	2,200	-	2,200	0.00
計	-	2,200	-	2,200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年3月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.3%
利益基準	4.1%
利益剰余金基準	1.7%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。また、利益基準による割合は一時的な要因により高くなっており、重要性はないものと認識しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成30年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,383	6,011
受取手形及び売掛金	728	953
商品	26,736	27,105
その他	3,646	3,593
流動資産合計	38,494	37,663
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,138	24,634
土地	10,603	10,588
その他	13,891	14,350
減価償却累計額	27,259	27,677
有形固定資産合計	21,373	21,896
無形固定資産	1,478	1,272
投資その他の資産		
投資有価証券	13,832	16,759
差入保証金	10,174	9,700
その他	1,314	1,081
貸倒引当金	338	328
投資損失引当金	86	86
投資その他の資産合計	24,896	27,127
固定資産合計	47,748	50,296
資産合計	86,243	87,960

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成30年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,646	14,817
短期借入金	1,786	1,900
1年内返済予定の長期借入金	7,040	5,602
未払法人税等	624	36
店舗閉鎖損失引当金	-	587
ポイント引当金	2	3
資産除去債務	-	246
その他	3,811	4,282
流動負債合計	23,911	27,476
固定負債		
長期借入金	11,822	8,693
退職給付引当金	4,395	4,546
役員退職慰労引当金	4	-
店舗閉鎖損失引当金	-	116
資産除去債務	647	636
その他	2,028	2,700
固定負債合計	18,897	16,693
負債合計	42,809	44,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,505	16,505
資本剰余金	13,953	13,953
利益剰余金	8,018	6,463
自己株式	1	1
株主資本合計	38,476	36,920
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,957	6,869
評価・換算差額等合計	4,957	6,869
純資産合計	43,433	43,790
負債純資産合計	86,243	87,960

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
売上高	101,868	88,054
売上原価	70,852	59,714
売上総利益	31,015	28,340
販売費及び一般管理費	29,692	29,133
営業利益又は営業損失 ()	1,322	793
営業外収益		
受取利息	51	39
受取配当金	213	223
受取賃貸料	944	832
その他	480	364
営業外収益合計	1,690	1,458
営業外費用		
支払利息	163	129
賃貸収入原価	776	667
その他	78	45
営業外費用合計	1,017	841
経常利益又は経常損失 ()	1,994	176
特別利益		
固定資産売却益	3	-
違約金収入	2	-
受取立退料	-	100
特別利益合計	5	100
特別損失		
固定資産除却損	48	62
店舗閉鎖損失	415	721
減損損失	43	187
災害による損失	2	16
その他	33	9
特別損失合計	543	996
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	1,457	1,073
法人税、住民税及び事業税	656	222
法人税等調整額	178	555
法人税等合計	478	332
四半期純利益又は四半期純損失 ()	978	740

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
減価償却費	1,051百万円	1,120百万円
のれんの償却額	114百万円	114百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月23日 定時株主総会	普通株式	407	6.25	平成29年2月28日	平成29年5月24日	利益剰余金
平成29年9月29日 取締役会	普通株式	407	6.25	平成29年8月31日	平成29年11月6日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月22日 定時株主総会	普通株式	407	6.25	平成30年2月28日	平成30年5月23日	利益剰余金
平成30年9月28日 取締役会	普通株式	407	6.25	平成30年8月31日	平成30年11月5日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成30年3月1日至平成30年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	15.03円	11.37円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	978	740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	978	740
普通株式の期中平均株式数(株)	65,139,571	65,138,152

(注)1 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、平成31年2月期第4四半期会計期間において投資有価証券売却益(特別利益)が発生いたします。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 投資有価証券売却の理由 | 資産の効率化及び財務体質の強化を図るため。 |
| (2) 売却株式 | 上場有価証券5銘柄 |
| (3) 売却日 | 平成30年12月11日～平成30年12月17日 |
| (4) 投資有価証券売却益 | 1,395百万円 |

2【その他】

第81期(平成30年3月1日から平成31年2月28日まで)中間配当については、平成30年9月28日開催の取締役会において、平成30年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額	407百万円
1株当たり中間配当金	6円25銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年11月5日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年12月28日

株式会社ケーヨー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第81期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年3月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの平成30年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。